ランサムウェア事案共通様式

年	月	日	
	時	分	

(報告先機関の長) 殿

新規又は続報の別: □ 新規 □ 続報(前回報告: 年 月 日 時 分) (受付番号※:)

※個人情報保護委員会より通知されている場合

本様式に記載いただいた内容は、報告先機関から、内閣官房国家サイバー統括室に共有されます。内閣官房国家サイバー統括室は、報告された内容を整理分析の上、被害者が分からないようにした上で、被害の拡大防止のため、注意喚起等に活用することがあります。

記載内容の全部又は一部について、内閣官房国家サイバー統括室との共有等を希望しない場合は、その旨及び共有等を希望しない内容について以下に記載してください。

□ 内閣官房国家サイバー統括室への共有等を希望しない。 共有等を希望しない内容:

(注) 報告を行う者が、重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(2022年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に定める重要インフラ事業者等である場合は、同行動計画に基づき、「共有等を希望しない」とした場合でも、別紙1から別紙3までの内容を除き、内閣官房国家サイバー統括室に共有されることがあります。

11. 記載の手引き

(1) 本様式の対象となる手続

↓ 次に掲げる手続のうち、ランサムウェアにより生じ、又は生じたおそれがある被害について、事業者等 ↓が希望する場合に利用することができる。

- ○個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定による漏えい等報告
- 〇個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定による漏えい等報告
- 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項の規定による漏えい等報告

〇次に掲げる法令、ガイドライン等に基づく報告(重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画において、重要インフラ分野として指定されている分野に係る報告。具体的な提出先や提出方法、追加的な報告事項の有無については、各法令、ガイドラインや、各省庁が公表する方法に従うこと。)

- ・電気通信事業法(業務停止等の報告)第28条
- 放送法(重大事故の報告)第113条、第122条、第137条
- 主要行等向けの総合的な監督指針
- ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- 系統金融機関向けの総合的な監督指針
- ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
- ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(12電子債権記録機関関係)
- ・保険会社向けの総合的な監督指針
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
- ・金融商品取引所等に関する内閣府令第112条
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律(事故の報告)第19条
- 一般振替機関の監督に関する命令(事故)第17条
- ・金融商品取引法(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務)第188条
- ・ 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類)第48条
- ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(14資金移動業者関係)
- ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(5前払式支払手段発行者関係)
- ・航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・電気関係報告規則第3条、第3条の2
- ・ガス関係報告規則第4条
- ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
- ・水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・物流分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン
- 割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針
- クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン
- ・石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ·港湾運送事業法第33条
- ○警察への相談
- 〇その他所管省庁から本様式により報告を行うよう要請等があった場合

(2)記載事項

①共通

1から6までの内容を記載してください。また、続報として提出する場合には、前回の報告から記載 を変更した箇所に下線を引くなど、変更箇所が分かるようにしてください。

- ②個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定による漏えい等報告を行う場合 別紙1も記載してください。
- ③個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定による漏えい等報告を行う場合 別紙2も記載してください。
- ④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項の規定に よる漏えい等報告を行う場合 別紙3も記載してください。

2. ランサムウェア感染時の留意事項

被害拡大防止、原因究明・再感染防止のため、初期対応時において、感染端末に対して以下の対応の で検討をお願いします。感染経路が分からなくなると、復旧に支障が生じる場合があります。

- ・感染端末及び感染が疑われる端末からLANケーブルを抜くとともに、無線LANを無効にすること。 ・感染端末等の再起動や電源オフをしないこと。既に感染端末等の電源がオフの場合はオンにしないこ
- ・ウイルス対策ソフトによる感染端末等のフルスキャンをしないこと。
- ・ネットワーク機器の再起動や電源オフをしないこと。
- ・ファームウェアやOSのアップデートをしないこと。

※1 いずれの項目 その内容を記	目も、全ての項目を 記載すること。	-記入する必	必要はなく、報告	舌をしようとす	る時点で把	!握している	範囲で、
※2 自由記述欄信	ま、記載例を参考し	こ適宜記載	すること。				
1. 報告者の概要	(フリガナ)						
報告者の氏名 又は名称	(2937)						
法人番号(13桁)							
業種・業種番号							
報告者の住所 又は居所							
代表者の氏名	(フリガナ)						
(報告者が法人等の 場合に限る。)							
	(フリガナ)						
東政体処老の にな							
事務連絡者の氏名	┃ ┃ 所属部署			電話番	근		
	別馬部者 E-mail			电动雀	T 5		
	Linaii						
2. 業務への影響							
(1)事案の概要							
発生日時:	年	月	日	時	分		
発覚日時:	年	月	日	時	分		
(2) 重要インフラサ (2022年6月17日サイ							
ぱすること。該当しな				の主女1ノ	ノノザ木1	可ではコ	かる物ロに
・重要インフラサー				ŧ :	口有	口 無	
他の事業者等への		1,2,1,1	7,70	•	口 有		
・サービス提供への)影響、想定され	る最大リス	くり 等				
(3)個人データ、保 ること。個人情報の保	護に関する法律	及び行政手	続における特	宇定の個人を	識別するた	とめの番号の	の利用等
こ関する法律に基づく - L	漏えい等報告を	同時に行う	場合は、両方	īチェックし	、それぞれ	この様式に	記載する
ニと。) - ロ 別紙1(個)	人情報取扱事業者	としていナマル	田人デニカ生/	ひ治さい生む	3生\		
	へ情報以扱事業で ち・個人情報の係					人等(いわ	ゆる規
律移行法人)							
	改機関等における 定個人情報の漏え					の方】	
(4)事実経過(時系	列)						

- 3. **影響を受けたシステム**・影響を受けた機器の種類・台数 等
 ・システムの稼働状況(影響無し/停止中/一部稼働中/復旧済)
 ・設置環境
 ・システムの接続形態図

4. 攻撃技術情報(※記入可能な項目を記載してください。) (1) ランサムノート(身代金を要求する文言等)	
・(スクリーンショットその他表示された内容がわかるものでも可)	
(2) 暗号化されたファイルの拡張子	
・ (ファイル名. xxx)	
/^\ _\ _\	
(3) ランサムウェアの類型 ・暗号化の有無/リークサイトやSNS等を通じた情報漏えいが行われた旨の公開の有無/身代有無	大金要求の
(4) 侵入方法 ・脆弱性の悪用/フィッシングメール	
(5) ランサムウェアの特徴(インディケータ情報)	
・マルウェア情報/通信先のIPアドレス等/判明した事案に係るログ情報等	
5. 今後の対応	
(1)公表の実施状況	日】
	日】
ロ 予定無し 公表の方法: ロ ホームページに掲載	
□ 記者会見 □ 報道機関等への資料配付	
ロ その他: (公表文:)
(2) 今後の予定	
(2) 9 後の F 定	
ロ 対応完了	
(3) 外部機関による調査の実施状況 ロ 実施済又は実施中	
□ 実施予定□ 検討中	
□ 予定なし(詳細:)
(4) 本様式の届出先・報告の根拠規定等 (手引き欄に記載のいずれの法令等に基づく報告かを記載すること。)	
(子りさ懶に記載のい9 礼の法中寺に奉 ノく報音かを記載 9 ること。)	
6. その他(特記事項等)	

別紙1(個人情報取扱事業者における個人データ等の漏えい等報告) 【民間事業者・個人情報の保護に関する法律第58条第1項各号に掲げる法人等(いわゆる規律移行法人)の方】

いずれの項目も、報告をしようとする時点で把握している内容を記載すること。 (1)報告の種別 速報又は確報の別: 口 速報 口 中間報 □ 確報 (2) 事態の概要 発生事案: □ 漏えい □ 漏えいのおそれ □ 滅失 □ 滅失のおそれ □ 毀損 ロ 毀損のおそれ □ 自社/委託先 発見者: 口 取引先 □ 顧客/会員 ロ カード会社/決済代行会社 ロ その他 () 規則第7条各号該当性: □ 第1号(要配慮個人情報) □ 第2号 (財産的被害) 口 第3号(不正の目的) □ 第4号(千人超) □ 非該当(上記に該当しない場合の報告) 報告者に個人データの取扱いを委託した者(委託元)の有無: □ 有(名称:) (住所:) (雷話:) 口無 報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無 □ 有(名称:) (住所:) (電話:) 口無 (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目(該当する口に印を付けるこ (ه ځ □ 紙 媒体: □ 電子媒体 □ その他() 種類: □ 顧客情報 □ 従業員情報 □ その他() □ 氏名 □ 生年月日 □ 性別 項目: 口 住所 □ 電話番号 ロ メールアドレス ロ パスワード □ クレジットカード情報 □ その他() (4)漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 状況: □ 人数判明 □ 確認中 (概算含む) □ 不明 うちクレジットカード情報含む() 人 人数:()人 (5)発生原因(該当する口に印を付けること。) 主体: 口 報告者 □ 委託先 □ 不明 □ 不正アクセス 原因: (攻撃筒所: ()) (攻撃手法: ()) 詳細: (6) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(該当する口に印を付けること。) 口 不明 有無: 口有 口無 詳細:

(7)	本人への対応の実施状況 (該当する口に印を付けること。) 本人への対応 (通知を含む。): 口 対応済 (対応中) 口 予定なし 詳細 (予定なしの場合は、理由を記載):	口 対応予定
(8)	再発防止のための措置 実施済の措置:	
	今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む。)及び完了予定時期:	
(9)	その他参考となる事項	

別紙2(行政機関等における保有個人情報の漏えい等報告)【行政機関等の方】

※ いずれの項目も、報告をしようとする時点で把握している内容を記載すること。

(1)	報告の種別 速報又は確報の別 報告者の組織区分		□ 中間報 □ □ 地方公共団体等	確報	
(2)		□ 漏えい□ 滅失□ 毀損	□ 漏えいのおそれ □ 滅失のおそれ □ 毀損のおそれ		
	発見者: 規則第43条各号該	□ カード会社/決済代	□ 取引先 指摘(国民等からの指摘) 行会社 □ その・ ・(要配慮個人情報))
		口 第2号 口 第3号 口 第4号	· (財産的被害) · (不正の目的) · (百人超) · (条例要配慮個人情報)		
	報生者に促方個人		(上記に該当しない場合	の報告)	
	和日本に保守個人 日 有(名称 (住所 (電話	:	. 伯(安乱儿)の有点:)	
	□ 無		を受けた者(委託先)の?	· 与無	
	□ 有(名称 (住所 (電話	:)	
	□ 無				
(3) こと。		、又は発生したおそれ	がある保有個人情報の項	目(該当する口に印を付	ける
_•	媒体: 種類: 項目:	□ 紙□ 国民等□ 氏名□ 住所□ クレジットカード□ その他(□ 電子媒体 □ 職員 □ 生年月日 □ 電話番号 青報)	□ その他(□ その他(□ 性別□ メールアドレス□ パスワード)
(4)		□ 人数判明	がある保有個人情報に係 □ 確認中 (概算含む) クレジットカード情報含	□ 不明	
(5)	主体: 原因:	「る口に印を付けること」 ロ 報告者 ロ 不正アクセス	。) 委託先	口不明	
	(攻撃箇所 (攻撃手法 詳細:))
(6))おそれの有無及びその □ 有	内容(該当する口に印を 口 無	付けること。) ロ 不明	
	詳細:				

	本人への対応(通知を含む。):		対応済(予定なし	対応中)	対応予定
	詳細(予定なしの場合は、理由を記載):				
(8)	再発防止のための措置 実施済の措置:				
	今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置	を含	む。)及で	び完了予定時期:	
(9)	その他参考となる事項				

(7) 本人への対応の実施状況(該当する口に印を付けること。)

別紙3(特定個人情報の漏えい等報告)【民間事業者・行政機関等共通】

※ いずれの項目も、報告をしようとする時点で把握している内容を記載すること。

	報告の種別 速報又は確報の別 報告者の組織区分	: 1	速報 行政機関 地方公共団体	等		独立行政法	確報 人等			
(2)	事務の名称:	(号利用事務	_		個人番号関係			その他	ļ.
	特定個人情報保護	評価の実施	の有無:			(義務) していない		実施(任意)		
	発生事案:	□ 漏えい □ 滅失	自評価 \		重点な 漏えし 滅失の	頁目評価 いのおそれ のおそれ		全項目評価		
		□ 毀損 □ 法第9 □ 法第19 □ その他	9条違反		法第9	のおそれ 9 条違反のお 9条違反のお)				
		□ 報告者 □ その他			委託者	当				
	規則第2条各号該		□ 第1号 □ 第2号 □ 第3号 □ 第4号	(不) (不) (百)	正の目 持定多 人超)	ネットワーク 的) 数の者に閲覧 当しない場合	<u>ī</u>)			
	報告者に特定個人						1 V + K 1	- /		
	□ 有(名称 (住所 (電話	:))	
	ロ 無報告者から特定個項目 有(名称 (住所 (電話 ロ 無	:	扱いの委託を	受け	た者(〈委託先)の7	与無))	
(3)	特定個人情報の項	i目(該当す	る口に印を付	けける	ること。	,)				
	種類:	□ 紙□ 顧客情□ その他			電子如住民性			その他(従業員情報		
	項目:	□ 氏名 □ 住所 □ パスワ			生年月電話者	番号		性別 メールアドレ)	ノ ス	
(4)	特定個人情報に係 状況: 人数:(る本人の数 ロ 人数判)人			確認口	中 (概算含む)		不明		
(5)		る口に印を ロ 報告者 ロ 不正ア	Ť)	委託允	ŧ		不明		
	(攻撃箇所 (攻撃手法 詳細:	: (. = .))
	2.17									

(6)	二次被害又はその 有無: 詳細:	のおそれの有無及びそ ロ 有	その内容(該当する口に 口 無	こ印を付けること。 ロ 不明)
(7)		実施状況(該当する [通知を含む。):	コ に印を付けること。) ロ 対応済(対成 ロ 予定なし		対応予定
	詳細(予定なしの	の場合は、理由を記載	:		
(8)	再発防止のため の 実施済の措置:	の措置			
	今後実施予定の持	- 措置(長期的に講ずる	措置を含む。)及び完	了予定時期:	
(9)	その他参考とな	る事項			